

(答申時刻 1 4 時 4 5 分)

意 見 書

(公 共 事 業 再 評 価)

三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成 1 6 年 7 月 7 日に開催した平成 1 6 年度第 1 回三重県公共事業評価審査委員会（以下、委員会という。）において、県より農道整備事業 1 箇所、地域水産物供給基盤整備事業 1 箇所、の審査依頼を受けた。

この農道整備事業に関しては、同年 8 月 9 日に開催した第 2 回委員会、同年 9 月 7 日に開催した第 3 回委員会、同年 1 0 月 1 5 日に開催した第 4 回委員会、同年 1 1 月 1 6 日に開催した第 6 回委員会及び同年 1 2 月 1 6 日に開催した第 7 回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに審査資料に基づき審査を行った。また、この間、同年 1 1 月 2 日に開催した第 5 回委員会において現地調査も行った。

地域水産物供給基盤整備事業に関しては、同年 1 0 月 1 5 日に開催した第 4 回委員会、同年 1 1 月 1 6 日に開催した第 6 回委員会及び同年 1 2 月 1 6 日に開催した第 7 回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

水道事業に関しては、同年 1 0 月 1 5 日に開催した第 4 回委員会及び同年 1 1 月 1 6 日に開催した第 6 回委員会及び同年 1 2 月 1 6 日に開催した第 7 回委員会において、町の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

8 番 うえのいなこ
上野依那古 2 期地区

8 番については、平成 6 年度に事業着手し 1 0 年を経過して継続中の事業である。

この事業は、平成 1 6 年 9 月 7 日に開催した第 3 回委員会において審査を行った結果、審議未了となったため、同年 1 0 月 1 5 日に開催した第 4 回委員会において継続審議を行った。

その結果、計画交通量の妥当性について判断できなかったため、同年 1 1 月 2 日に開催

した第5回委員会において現地調査を行った。

これまで行った審査の結果を踏まえ、同年11月16日に開催した第6回委員会において審査を行った結果、当農道の当初計画が、農業効果のみならず一般交通効果の大きい計画であったことを考えると、ルート変更を必要とした時点で当農道の初期目的も変更になることから、改めて、農道の必要性について検討するべきであったと考えられた。したがって、「一般交通の流入率の妥当性が判断できる資料」及び「前述にかかる費用便益の再計算資料」の提出を待って再審議としたところである。

同年12月16日に開催した第7回委員会において、前回説明のあったアンケートによる調査手法を変えてネットワーク手法による交通量調査を行い、計画交通量を見直した旨説明を受けた。

審査の結果、前回説明を受けた計画交通量に対して著しく台数が増加しており、たとえ調査手法を変えたとしても著しく計画交通量に変化が生じることはその信頼性に疑問を持たざるを得ないものと判断された。

また、県の調査は、既存道路の実態調査、すなわち、交差点や踏切での一旦停止や信号待ちなどの多様なファクターを踏まえて実測をしていないため、計画交通量との比較ができないことからこの妥当性、およびこれにかかる費用便益の再計算結果の妥当性を判断できなかった。

したがって、次の資料の提出を待って再審議とする。

一、既存道路の実態調査、すなわち、交差点や踏切での一旦停止や信号待ちなどの多様なファクターを踏まえて行った現交通量およびその平均速度の実測値とそれをもとに計算した計画交通量の説明資料

一、国道422号から本農道終点間の改良計画が确实と判断できる資料

なお、今後、本委員会に提出する資料については、説明の基礎データのみとするのではなく読んで理解できるように文章表現を付記するよう望むものである。

(2) 地域水産物供給基盤整備事業

10番 舟越

10番については、平成6年度に事業着手し10年を経過して継続中の事業である。

平成16年10月15日に開催した第4回委員会及び同年11月16日に開催した第6回委員会において審査を行った結果、2号突堤の必要性について判断できなかった。また、当初計画から現計画に至るまでの時系列的な事業費と工事内容および便益について避難港としての効果とその他の効果が不明確となっていた。これらのことから、事業継続の妥当性について判断できなかったものである。

今回、同年12月16日に開催した第7回委員会において審査を行った結果、事業継続

の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、次の点について意見を付するものである。

一、事業実施に当たり常に精度の高い全体計画内容、全体計画事業費を把握しておくことを求めるものである。

一、避難港としての事業の性格を考えると早期に工事を完成するよう一層の努力を求めるものである。

(3) 水道事業 [市町村事業]

106番 広域化促進地域上水道施設整備事業(嬉野町内)

106番については、平成5年度に事業着手し平成11年度に一度再評価を行い、その後5年を経過して継続中の事業である。

この事業は、平成16年10月15日に開催した第4回委員会及び同年11月16日に開催した第6回委員会において審査を行った結果、日最大計画給水量の妥当性を判断できなかったことから事業継続の妥当性についても判断できなかったため、当該説明資料の提出を待って再審議としたものである。

今回、同年12月16日開催した第7回委員会において審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(答申時刻 : 1 8 時 4 5 分)

意 見 書

(公 共 事 業 再 評 価)

三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成16年7月7日に開催した平成16年度第1回三重県公共事業評価審査委員会(以下、委員会という。)において、県より道路事業3箇所、街路事業1箇所の審査依頼を受けた。

道路事業、街路事業に関しては、同年11月16日に開催した第6回委員会及び同年12月16日に開催した第7回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業

1 1 番 一般国道306号伊船バイパス

1 3 番 一般国道477号四日市湯の山道路(延伸)

1 6 番 一般国道25号一ツ家バイパス

1 1 番、1 6 番については、平成7年度に事業着手し概ね10年を経過して継続中の事業である。

1 3 番については、平成12年度に事業着手し、その後、概ね5年を経過して未着工の事業である。

平成16年11月16日に開催した第6回委員会及び同年12月16日に開催した第7回委員会において審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(3) 街路事業

17番 朝日中央線

17番については、平成7年に事業着手し概ね10年を経過して継続中の事業である。

平成16年11月16日に開催した第6回委員会及び同年12月16日に開催した第7回委員会において審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、階段歩道の設置に当たっては、そのメリットおよびデメリットを十分考慮の上利用者には不自由とならないよう配慮されることを望むものである。

(答申時刻： 1 8 時 4 5 分)

意 見 書

(公 共 事 業 事 後 評 価)

三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日に開催した平成 1 6 年度第 7 回三重県公共事業評価審査委員会において、県より海岸事業 1 箇所、公営住宅整備事業 1 箇所の審査依頼を受けた。

海岸事業、県営住宅事業に関しては、同年 1 1 月 1 6 日に開催した第 6 回三重県公共事業評価審査委員会及び同年 1 2 月 1 6 日に開催した第 7 回三重県公共事業評価審査委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 海岸事業

5 0 2 番 宇治山田港(おおみなと 大湊地区)

5 0 2 番については、平成 4 年度に事業着手し平成 1 1 年度に完了して概ね 5 年を経過した事業である。

平成 1 6 年 1 1 月 1 6 日に開催した第 6 回三重県公共事業評価審査委員会及び同年 1 2 月 1 6 日に開催した第 7 回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、県の事後評価結果の妥当性を認める。

ただし、今後の事業に対して次の意見を付するものである。

- 一、自然環境に対する影響は学識経験者等を活用するなどし十分配慮されたい。
- 一、計画段階から住民参画を求め、維持管理などに住民やボランティア団体等と協働される仕組みを構築されたい。
- 一、アンケートを行う際には事業がかかったコストも含めて、県民の立場に立った意見徴取を実施されたい。

(2) 公営住宅整備事業

5 0 3 番 ミレニ北口

5 0 3 番については、平成 1 0 年度に事業着手し平成 1 1 年度に完了して概ね 5 年を経過した事業である。

平成 1 6 年 1 1 月 1 6 日に開催した第 6 回三重県公共事業評価審査委員会及び同年 1 2 月 1 6 日に開催した第 7 回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、県の事後評価結果の妥当性を認める。

ただし、今後の事業に対して次の意見を付するものである。

- 一、民間のモデルになるような障害者や高齢者などに配慮した仕様を検討されたい。
- 一、公営住宅の統合を図るなど、コスト縮減に努められたい。
- 一、アンケートの回収率を上げるための対策を検討されたい。

(3) 総括意見

今後の事後評価について次の意見を付するものである。

- 一、事後評価の結果を踏まえて、直面する課題とその解決策並びに事後評価の結果から将来予想される課題を推測し、その対応方針を記載するとともに今後計画される事業へ迅速に反映されるようなシステムを早期に構築されたい。
- 一、事業の妥当性を判断するため、事業費の内訳を添付されたい。